

## 65歳以上の公的年金受給者で 個人住民税(町県民税)を納税されている人へ

～平成21年10月から、個人住民税(町県民税)の納税方法が変わります～

公的年金を受給されていて、個人住民税(町県民税)を納税されている人は、現在、納付書や口座振替により納めていただいておりますが、今回の制度導入により、全額または一部を公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

### ○対象となる人

平成21年4月1日現在、年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税を納税されている人で、年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等を受給している人。

### ○対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金に係る所得額に応じた税額が特別徴収(天引き)の対象となります。

ただし、その税額は、基礎年金から特別徴収(天引き)されます。

※年金所得以外の所得(給与所得、農業所得等)に係る税額は、公的年金からの特別徴収の対象ではありませんので、納付書や口座振替等で納めていただくことになります。

### ○実施時期

#### 平成21年10月支給分の年金から…

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、介護保険料と同様に、受給者が納めるべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、年金から介護保険料および個人住民税を差し引いた差額が支払われることとなります。このため納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意したりする必要がありません。

この制度は、個人住民税の納税方法を変更するものであり、これにより新たな税額負担が生じることはありません。

なお、特別徴収の開始が平成21年10月支給分からとなることから、平成21年度の税額の半分については、6月および8月に納付書や口座振替にて納めていただくことになります。

また、年金所得以外の所得に係る個人住民税および対象とならない人の個人住民税については、従来どおりの方法により納めていただくことになります。

※年金以外の所得がある場合は、年金からの特別徴収と、普通徴収〔納付書、口座振替〕の両方で納めていただくことになります。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 税務係 Tel.476-1111 (内線112)